

# 旅行業法施行規則の一部改正について

平成 19 年 3 月  
観光事業課

## **背景**

地域が企画する創意工夫に満ちた旅行商品の流通を促して地域振興を進める観点から、第3種旅行業者が募集型企画旅行を行えるように検討を行う旨、「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」(平成18年2月15日構造改革推進本部決定)に盛り込まれたところ。

これを受け、「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行業者が従来の営業保証金及び最低資本金のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとすること等を内容とする報告書が平成18年6月に取りまとめられたところ。

これを踏まえ、旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)を改正し、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施に関し必要な規定の整備を行う。

## **改正の概要**

旅行業法施行規則第1条の2を改正し、次の条件の下、募集型企画旅行を実施することができるよう、第3種旅行業務の範囲を変更する。

- ・ 募集型企画旅行の催行区域が、当該募集型企画旅行毎に、当該事業者の一の営業所が存する市町村(東京都の特別区を含む。以下同じ。)及びこれに隣接する市町村により形成される区域内に設定されていること。
- ・ 募集型企画旅行に係る旅行代金については、一定の比率以内であらかじめ設定される申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないこと。

その他、第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行に関して、必要な規定を整備する。

## **スケジュール**

公布日：平成19年3月12日

施行日：平成19年5月12日

国土交通省令第十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四条第一項第四号及び第十二条の二第一項の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月十二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

旅行業法施行規則の一部を改正する省令

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「企画旅行」の下に「（一）の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び国土交通大臣の定める区域内において実施されるものであつて、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価（当該対価の額の二〇％に相当する金額を超える）を超過する範囲内で收受することができる申込金を除く。」は旅行開始日以降に收受するものを除く。」を加える。

第二十四条第五号を削る。

附 則

この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一）の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び国土交通大臣の定める区域内において実施されるものであつて、旅行者が旅行者等に支払うべき対価（当該対価の額の二〇％に相当する金額を超えない範囲内で収受することができる申込金を除く。）は旅行開始日以降に収受するものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行の実施に係るもの以外のもの）</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 旅行者が第三種旅行業への変更登録を受けた場合における企画旅行契約（参加する旅行者の募集をすることにより実施する企画旅行に係るものに限る。）に係る事項の削除</p>